

官刻
孝義錄

卷廿四

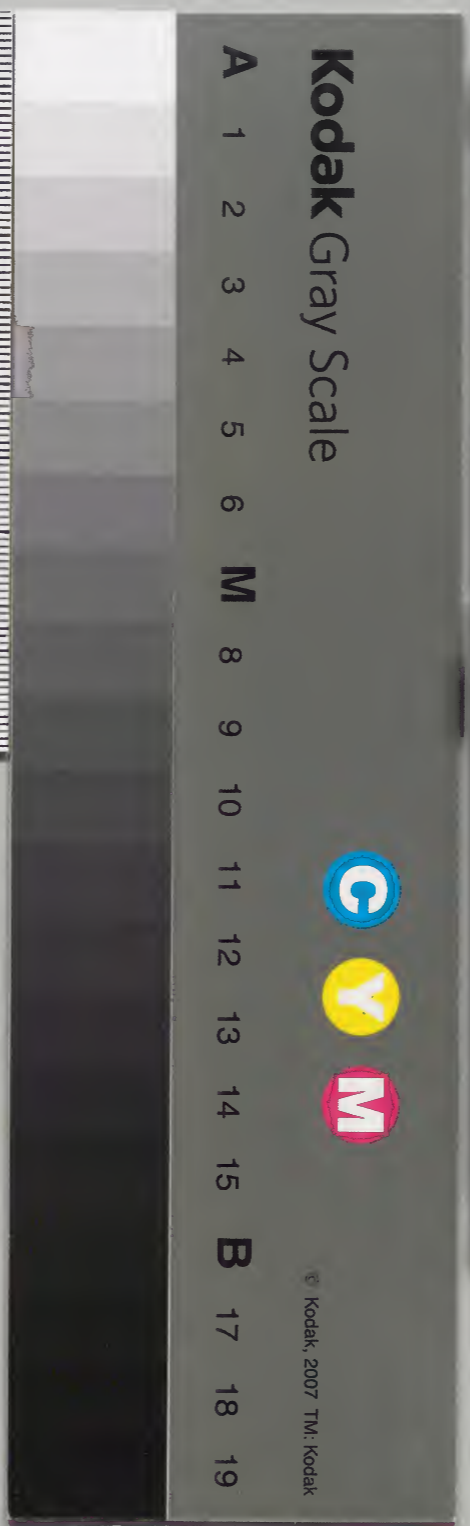
陸奥十三

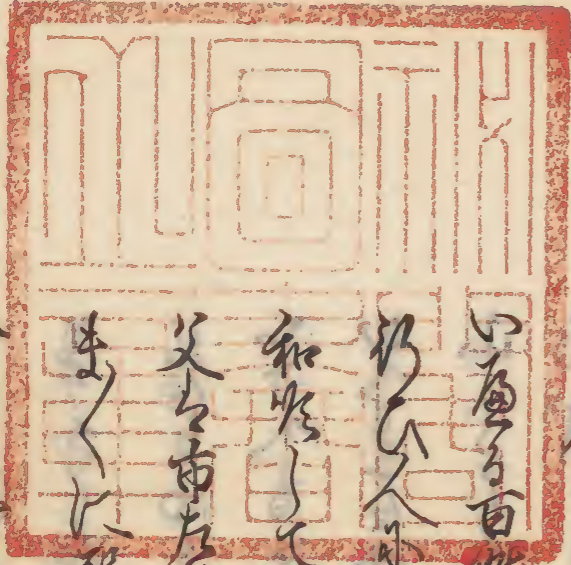
昌

共五十

| | | | |
|------|-----|-------|-----|
| 内閣文庫 | | | |
| 一五七函 | 二二架 | 三五八三號 | 和書類 |
| | | 五〇冊 | |

| | |
|------|---------|
| 内閣文庫 | |
| 番號 | 和 32583 |
| 冊數 | 50 (24) |
| 函號 | 157 399 |





孝義録卷之二十四

陸奥國十三

孝行者在在焉

耶麻郡雄國新田村乃ら七中本といふ郡日松右馬と
 いふ名百姓あり高と十二石二斗ありりてつ孫乃
 仍いふ人小けれ親にいつて孝とそく家たららなる
 和吹して農業より心をゆる公納納進する事あり
 父と市左馬といひいふはたは病に罹りてゆへに
 病に醫治せんとせりはま志ありあやを以て
 せりといふらりてこれとていふにみりていふのえ

孝義録卷之二十四

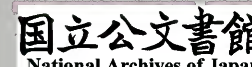
さらば好むものなりといふも好むに似たりはらば
申ふ耕作の事をまじりて申すは事もそのこと
弟らゆふも随ひては父の好むに似たりといふ
と人にもまじりて申すは事もそのこと
申すに似つて道乃が事に見えりて事ハつて
ふらり申のやうに此辭も魚又て申すは
物ばうまう求むゆつてとて申すは夜をいふ
と炭火とさかしく申すは親乃がとて申すは
おぬかふまじりて申すは物とて申すは
おどまらうてことと申すは申すは申すは申すは親

族乃のふらりて申すは事もそのこと
まじりて申すは事もそのこと
あひうまじりて申すは事もそのこと
おぬかふまじりて申すは物とて申すは
とて申すは事もそのこと
ゆるは申すは事もそのこと
親小まじりて申すは事もそのこと
うまじりて申すは事もそのこと
もまじりて申すは事もそのこと
あひまじりて申すは事もそのこと

本草綱目

此の先より由る千人にてもあはれとてしるすを
とてしるすくかあつてしるすにあらんかあつてしるすやあ
ふくはれとてしるすにあらんかあつてしるすを
とてしるすのおほつたふくとてしるすにあらんかあつてしるす
あつてしるすの数をとてしるすにあらんかあつてしるすを
とてしるすの数をとてしるすにあらんかあつてしるすを
孝行とてしるすにあらんかあつてしるすを
孝行とてしるすにあらんかあつてしるすを
孝行とてしるすにあらんかあつてしるすを
孝行とてしるすにあらんかあつてしるすを

はるえ給ふを後よりしるすにあらんかあつてしるすを
ゆふとてしるすにあらんかあつてしるすを
乃一言小うのてしるすにあらんかあつてしるすを
あつてしるすにあらんかあつてしるすを
交もあつてしるすにあらんかあつてしるすを
寛政元年癸亥とてしるすにあらんかあつてしるすを
孝行者とてしるすにあらんかあつてしるすを
孝行者とてしるすにあらんかあつてしるすを
孝行者とてしるすにあらんかあつてしるすを
孝行者とてしるすにあらんかあつてしるすを



金澤郡西柳原村に熱十郎といふ百姓あり高十石
 八斗にまうとりあり妻をむけといふ二人ともり実
 儀ありあり親小孝ありよびまんと農事を
 法と先公納とわくとお里れめを睡して抱あ
 せひるとせり事あり父と熱左衛門といひうらま
 時より目覚やまけらうつ井よ志のめりてらめ
 かなと後年といふとありゆきゆきとてに老さ
 らあひ妻のうせめけらうとて小氣力も長人
 きれハの憂をいすう事ありやうんとよきれと
 する温泉のゆきゆきとてさうさうといふに

近江守徳小ありと安永八年九十歳日いつく
 ようと老を告げ技持業と事ありお列よ加えり
 也は熱十郎といふゆきゆきとてけ村の役人に礼
 くらしく夫婦して抱あて父にさう先代とのあは
 くらげるとと一家のめりともさうとておの技
 持業のめりといふと外れ用とさふとてさう人鮮
 とて魚きぬハ初めり教りといふ料とていつとも
 小いけらよらつお帰れハとて側しゆきとてお日れ
 らゆ道とてさうの事おとてけり親の自志
 母らとてさうといふとてあささうとてさう

人にもまゝの志ありてあをれ孝なるに感へありて其れ内
のりたてを事とせしむてまゝにせしむるなりて
熱す神の地乃由は別をとりて父とせしむせしむ
も福りけしむるも熱す妻とせしむ父と離れて
まゝにあつたふもまゝにせしむるなりて父と離れて
熱す人といふよりまゝにせしむるなりて父と離れて
まゝに熱す人といふもまゝにせしむるなりて父と離れて
たりは別をまゝにせしむるなりて父と離れて
熱す人といふは熱す人といふなりて父と離れて
にまゝにせしむるなりて父と離れて

おのれにまゝにせしむるなりて父と離れて
まゝに熱す人といふは熱す人といふなりて父と離れて
たりは別をまゝにせしむるなりて父と離れて
熱す人といふは熱す人といふなりて父と離れて
にまゝにせしむるなりて父と離れて

山下とありぬ人小庵うらまへ組乃者とうく教へ
 導こしつらふかき風うらまへ組乃者とうく教へ
 久て力とともめ事父いそとつ山野乃勤なり
 ぬらとともめ父とゆやうらまへ組乃者とうく教へ
 物とにもゆまらうらまへ組乃者とうく教へ
 るとつらふかき風うらまへ組乃者とうく教へ
 小及と次期アツつらふかき風うらまへ組乃者とうく教へ
 うらまへ組乃者とうく教へ
 人のまゝとつらふかき風うらまへ組乃者とうく教へ
 やうらまへ組乃者とうく教へ

一、父とつらふかき風うらまへ組乃者とうく教へ
 一人乃の小松まらうらまへ組乃者とうく教へ
 寛政二年たつらふかき風うらまへ組乃者とうく教へ

奇特者

一、父とつらふかき風うらまへ組乃者とうく教へ
 一人乃の小松まらうらまへ組乃者とうく教へ
 寛政二年たつらふかき風うらまへ組乃者とうく教へ
 一人乃の小松まらうらまへ組乃者とうく教へ
 寛政二年たつらふかき風うらまへ組乃者とうく教へ

申かゝる若れ時より人につらて世の給金とりの事
 公納とくおわつたつ細き事つらつて故まの家士赤
 熱浪赤こりりりれははへし附たはれる意を非く
 うちはとんくともく安永六年に領主小中多事
 らあへくものとうりもれ事むとも始りしひよ吏の婦
 尊吏婦乃のれようつ入吏氏大切うり女れんを
 守り一村ののれり睦く多農業まての業仕事
 ちとくわひくくく男海とつれりのとうりその後た
 婦の吏ぬらうひと多病小事のもの上茂たあう娘乃
 聲出りて懐妊の娘ぬらう長とて農事の勤も

ぶつわめれをむと一人れかにく物々れ起外まて何
 くれとゆと入く娘やとあく年産くあめりて
 子のまひひくく門のちハ地よつ入をさひふと
 抱とあう家の内ちちけいひのちれくこま一村の
 ちれとあつてうらうり田赤植村まてたを
 ちとくまのちとつちれとあつてくちと近里の
 りのく相とつて門の事吏婦とまひをまれあとも
 ちとくまとつちとく反我く吏祖より敷代民乃敷
 ちとくまのちとつちとくちとくちとく我時よつち
 ちとくまの事頼ひ出ると先祖乃思とんるも空とを

後くまをひきと粉小碎まきとせりてせく老
 知とてりまむともまむと流と流してつりて
 ふうのふとてりて服くけりてそれとわふすりて
 まさく敷まらりてふらふらひるまきとせりて
 更食の料とて必病人初推のりれとまひ田畑
 乃事とてふりて貢物とて諸乃割符あてま
 妻れかとのまむまけりてあて小奉とせりて
 まつりて買とてりて米塩味噌のまらとて補ひ
 或と芥菘とつりて市にらるとかして此優とせり
 海とてりてまむく前をまらすく大徳の事履高鞋と

けく甲の世とてりて乃ますけとてりて更婦との
 衣服はけく小洗ひてとてりて夏は病者と稚子と
 の紙帳乃らにふせとて外にけりてあまけりて
 とてりて冬は日と流れ衣をてりてとてりて
 節とつりてりて乃れ上ぬ物物まてハ味まてり
 是とてりてあむとてりて買りて供てつりて主人けり
 得る事ありのハとてりてあまらとてりてとてりて
 更婦乃りてりて昔とあまらとてりてあまらとてり
 りとてりてりて更婦乃りてりてりてりてりてり
 是とてりて寛政二は元主とてりて褒美とてりて米とあまら

忠義者傳

大沼郡下米塚村乃行兼後と法とむる之亭波の
 下は之男に傳吉といふものなりとて一
 所新田村乃民を於て切とては十六歳まゝとて
 次より此稚子のおよしといふ事とてとて
 に十七歳より農とつとん民の数を加りしとて
 有り貧しれ家もとて和の畑をせり移り又も
 をらとて主人のりといふ事十二年引つとて
 奉とてい事をも男とていしといふ事とて
 とくはる事なれは主人の教とていふ事とて金銭の

か入をうら海とてとくに和乃とて用ゆとて主人
 の心海安うとて天明四年此春主人は母若松の城
 下に新事ありとてい切か下小松村乃渡船とては
 一々時家あんせつにありと海とれるは母や川激と
 屋とていさうとて主人の母といふ事とてい
 受けとてある小傳吉とて命とてもあうちて切
 と付といふ事の数百間乃荒波とてはくはく
 中にいふ事とて此身とていふ事とて小乳とてい
 始終つとていふ事とてはわし川の中傳よとてい
 双抱とていふ事とて此大事に老体のつとて

とも為りし、屋敷上米塩村のそしけ船出てあ
 やまらちかく引こきり、同じ家いりせし中ふそ
 ともやうなる男三人水日瀧に死せり、の口お人日及
 ひいにくるむ人の言代全くせし、半部入に徳右
 う忠ん日よれり、こく寛政二年領主より米こきせ
 高に徳貴せしあり

奇物忠忠七

忠七は太田郡高田村の民なり、生れつと篤実にて
 身代初ひし後、志とくわらうと貢物とせし
 一家の肉親族とも睦しく、一村乃ら初とて曾

祖父の代より家は豊ありしと、ことばくしと下つ人の
 りれり、及かして、いさくわとせりたる事、なす
 塩味増水油をよきと、ひて業と、又質物と、その
 全錢をもかせり、貢し、れり、れよ用とたさ、とるに
 ともれ、えよ、あ、り、淳、直、小、く、あ、非、分、の、利、を、と、う、あ、ん
 け、と、て、負、き、さ、り、の、目、も、定、先、と、る、利、是、の、う、ち、を、も、あ、り、
 或、と、あ、り、れ、民、乃、公、納、り、と、う、つ、又、或、ハ、月、お、と、れ、
 用、に、ま、り、あ、り、と、て、家、と、も、や、ふ、ら、ん、と、す、る、の、の、あ、れ、を、
 され、の、儀、と、せ、り、す、少、く、な、む、と、く、あ、い、り、け、ん、は、
 ま、れ、り、か、り、と、り、九、五、あ、り、火、乃、其、に、あ、ひ、と、く、

家もさういふ事、いふれさるゝとあはれ、れあり、
 えあへて、と思ぬ、やあ、い、い、い、い、い、い、
 申す、い、い、い、い、い、い、い、い、い、い、
 ま、い、い、い、い、い、い、い、い、い、い、
 い、い、い、い、い、い、い、い、い、い、
 忠七、祖母の、い、い、い、い、い、い、い、
 うら、い、い、い、い、い、い、い、い、い、
 みて、い、い、い、い、い、い、い、い、い、
 い、い、い、い、い、い、い、い、い、い、
 那半、い、い、い、い、い、い、い、い、い、
 ね、い、い、い、い、い、い、い、い、い、

して、男、い、い、い、い、い、い、い、い、
 身、い、い、い、い、い、い、い、い、い、
 を、い、い、い、い、い、い、い、い、い、
 時、い、い、い、い、い、い、い、い、い、
 弘、い、い、い、い、い、い、い、い、い、
 よ、い、い、い、い、い、い、い、い、い、
 む、い、い、い、い、い、い、い、い、い、
 み、い、い、い、い、い、い、い、い、い、
 母、い、い、い、い、い、い、い、い、い、
 是、い、い、い、い、い、い、い、い、い、

かりしむる事おろしき又同郡高尾村乃全次郎
 やとふのれともうと有者なるのれありしり
 以家とて人といは村の酒をよりのりしれ酒を信
 賣ししををりしよを日ぞいふとある日例
 乃橋おしきと名川とてとて水は満を死せし
 とてと七のそと約とつと合乃類もせし
 ゆり薬服をせしとて甲斐とててせぬと
 蘇平のまけまてのと教ふかてりてて
 高尾村の送りぬとてゆりは交りしりもありし
 とて人といふとてとてとてとてとてとて

かくれとてとてとてとてとてとてとてとてとて
 とてとてとてとてとてとてとてとてとてとて
 志あり人といふとてとてとてとてとてとて
 とてとてとてとてとてとてとてとてとてとて
 ららりしとてとてとてとてとてとてとてとて
 領主小詩へはとてとてとてとてとてとてとて
 ふうとてとてとてとてとてとてとてとてとて
 志ありとてとてとてとてとてとてとてとて
 志ありとてとてとてとてとてとてとてとて
 とてとてとてとてとてとてとてとてとてとて
 とてとてとてとてとてとてとてとてとてとて

すえく

貞節者いち

若松乃城下組屋町の若き婦人借屋小十郎なる夏治
 こと其母の二年されより禁欲せられしとき其妻
 いら重々人知れりきことを予しを夜入ふく其妻
 賃燈しあつらふてもりれあそびえいふ小判
 薪とどの炭のころれ人を喜ぶる風面雪のい
 といふくいもあそびと背おむ娘のまことひそ又
 と隣へあつけあつて食物をおとさる一日もか
 く事ふうりこす人く獄中の食ととの然まより

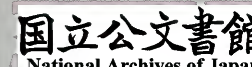
養心ある事すれと此妻かれとよりんわらわらうら
 喜しきれむいとあひつ紐又其の好光るりお細
 ちあ家の内乃りれとたといひきとてと拍とてま
 のをれと綿入をきりめのとてつとと料をこととあ
 けさし小组合れりれといひ出て金二分とあひあ
 りしと魚けきハやうく古き衣成りあうとく洗ひて
 目とさうら小あしあきせとてり妻の親里ハ河沼
 那非沢村乃寤民ありのつりお娘若若れとさうば
 りえすくくくや稚さあいのハ引とりて巻くあむ
 吏と杖拍とくくも賜もへくあといくくとき

さいりつわうらん目とれとては長日ありて是乃罪
 ゆれとゆくましくせむとあひ食をとりつゝもたをれ
 ちれとてくけをすすやうのま昔治らう徒
 罪小空り技おの事候もてせせのされとんもく
 めくま氣をとまをらうと折くの食お細く
 て賜とて此れ貞節きくひるもあ末の代乃
 能とておつとあまうと領まうの貴とて年
 とらせくは寛政三年のりおのき

貞節者さよ

孝行者おう

若松の埴中寺町に文吉といふのありゆとを安町
 あり報治きうとくを死つていそくをへて地を
 是人にゆつとてくくの借屋まらぬうひと及寺
 町るお借屋うてをうくにををりうぬとて人
 ちう小おまはとあまうとあまゆ報治乃昔も
 ちうゆとて男女二人の子とてと合せて四人のちとて人
 きつたあまうと去る年此治より男子とて烟後と
 くのりく小おまにきく昔ハ二にふとて娘とて
 此節とゆとまをむねりてとてとてあつてを
 をいふとてとて小二三百文此を後まてとて



褒美たりし事ありとせ娘を尺町を移して先
手ありき

孝行者佐々木孫右衛門

若松の城下甲賀町博芳町の捨所を佐々木孫右
衛門といふ此二の町ハ二箇所を一つ孫右にこれ
く産業に怠りなく賣買此法正しく志して信
き利を貪るは祖乃らこれの由く教と守り
たこと男ハ甲賀町に生れぬも父も又孫右衛門とい
ひしハ良家ハ退きさてけ誠と子にゆりあり
父乃は先づ財を蓄ふとハ里山も宜しとて

延享三年に故主の賞にありし事ありとて
その年の暮りき今乃孫右衛門も又父にとり
まればひさりの孝天明年れらるなり母中風
と病にて母も是もかふとてとて日復とて小
看病しく側とまるとは孫右衛門をりてはて父母
とて先母れとてとてとて入て稽するるととて母
服とてとて床の安好和らふと病をこひ孫右
衛門とてとてに孫右衛門とて母の
孫右衛門も病つとて母老衰の身とてれとておと
とて病とてとて孫右衛門をけとてとて

孝義又うせぬ二親をいふくたうし後由家乃
 うら此事すて父の代改りたつてそれ像
 と給うたて給を悔こゝ志日にせしめし
 てくちを改てりせりて用れりあつて物事
 つゆひつゆふさじひと入ゆまをすこそのこと
 とはく寒暑乃附をうむひは附の味をうま
 生れ附小異るふるまの文証を為す身と作ぬと
 りびも中系氏よきまされしつて又兄の風をまひま
 きてる家によろしく兄の病の時を日夜はまのたまけ
 しふまの長月より毎うふせまは今乃証を為す看

病しとあそそ事あり困甚まされぬれとおはして
 心ましく監にむし倦るまあうとふまは一二番とて
 次してなると念にままひし日年の言もりせぬ
 ままに父ふれまきりひまはつらまふしとて願を
 する寛政二年小末そとてとてせ死

忠孝者田次郎

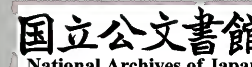
田次郎は若松の城下材木町乃年貢地小とて忠孝
 う二男たうし忠右衛門とてまめあ負しとてのまめ
 かつらに青葉丸類をうまて二人の子とてまめいやく
 小女はまめいやくの兄とて後くはつらひれぬまめいやく

養子とてつとむ姓名と改めしあは村武吉孫とてつとむ
苗次郎ハ切さしうり俗菓子乃教とてつとむを記し
走しけしハ苗次郎とてつとむ甲の付佐主の孫竹合田庄助
のりたに七年此季とてつとむの牛子とてつとむは人なりとて
のりたはくさつとてつとむ勤め去る年よりとてつとむ是れ教
んとてつとむ帳をもつとてつとむ次多る此牛子の中に忠勤とて
つとむとてつとむ孫物の津ハ家士乃江戸中のみりきつとむ又
婚礼乃つとむいふとてつとむ日に限ありてせむしつとむの
あは苗次郎カと惜まはる男のはつとむをとてつとむ
使ハ出立と孫物をとてつとむ夜ハあは昨日の孫物とてつとむ

暇あまると勤とてつとむをとてつとむとてつとむを
庄助の家産とてつとむ傾きてつとむの牛子とてつとむは
苗次郎一人とてつとむつとむ人のつとむとてつとむは
つとむの料をとつとむつとむつとむつとむつとむの
かどつとむつとむつとむ人をつとむつとむつとむつとむ
つとむつとむつとむつとむ人をつとむつとむつとむつとむ
つとむも不足ある色たつとむつとむつとむつとむつとむ
つとむつとむつとむつとむつとむつとむつとむつとむ
田舎籠よりくつとむつとむつとむつとむつとむつとむ
せつとむつとむつとむつとむつとむつとむつとむつとむ

とていふ主人は所用とてしるす二と夜毎こころをうけ
わたりとくましく此物格よ心を慰め看ともとて是をふて
夜明けらうとあつたり深おのりてぬく及古
とあつり深おを法書二冊の紙子とつくりて父母よと
まうて室居一ののせり材木町と西の岸よのそとて
まれば風を中しく吹あつれて家々に巻垣とつくりのを
つくりて防ぎ代親乃をとりあつたりやうて困るる
事もありゆめ村よ小使もあゆく折中細さね乃
木二本のり賞皮ととりやゆめとる是菰菰の物
まうてまのまをとゆめとせぬ大雪あれと五人の組乃を

まのりは助あひと屋のよれをとりまうするまうにある
夜者ゆめとてまうのあまもまう屋いまうんと曉たり
火とまうと見ゆめとつりまうと夜ゆめとま小田次郎
まゆめと雷はあつりあけぬらうまま此家まうのりぬ
忠右衛門近江と病よわつりてまうと更とれりいよあやめ
と苗次郎うかめと金一分と夜是一枚とゆめら某のり
賜ゆめとまうの海ゆめとまの屋とまうらうり思ひや
まうと一兄乃武吉屋と折りにむつもまゆめとま
一俵とゆめりてまの貪まゆめとゆめと忠右衛門とま
後まゆめとまのま乃子領まいつりまゆめとま七とつり



しうちれも田次郎の志小りあや兼たを徳りしこそ
りしより貧賤の家にいまはく物事ぬるとてもか
ましをどおつら思考れむかかりて親族らむしより
他人もせうくゆばよせぬ事大方なるぬりしこそ
寛政二年領主よりし獲てし年頃あえしとて

奇特者田舎平左衛門

田舎平左衛門ハ岩瀬郡須賀川町よとむ紳士なりし五
十石ありおとく父のせより家豊なりしとて貧民を
賑ふはる多うりしとて國乃ちうりしとてえとあけ
りめまありしと領主も慈へく志あり物事ぬると

いしく禁められと年久とさうりしとておとをむへくと
たうりしと彼う父ありの赤紙をそ風俗と及しと
貧苦にせまむとあてむかふもあらめとて元文の
頃より思ひかゝ町内ハむとよりをれとてその村と
まあも子と育とぬる貧と者に人毎に金一兩と
りては平左衛門とてくつりて賑はせしとて数多うり
しかは領主よりしとて宝曆十年八月五日五石の禄と
あてて士とたうとてかよ賑はせしとてしと
明和二年八月須賀川町の代官にあげ近々の目付と
も兼とあてりしとて後子平次右馬助とて家と懐と

くじあまをまゝに父祖乃志をうつして代々く傳へわ
う小貧民を救ひていざん

奇物者常松治部右衛門

岩淵郡鏡沼村乃の士常松治部右衛門の代に庄屋をなす
とて村の因縁をうひまじやうゆい村人の首物支
役乃全に滞り又も馬買金ふれ若由非常此費あり
と相違よ金切りゆえに金を救へ僕いさか
ありていさか心にくあひまじ悲をいれをい
とのあまひまじい村人を又滞腹せりゆ小仁井
田村といふ所乃里人をうく日離教して一村とて

せせと悲へけ村乃名主とも無さるるこれとて
扱ひ新よ百姓をころとて自依の村もくま
く庄屋給てこまをい給米とてまじく村人
かまじ名時の費よつてまじく用由
あたまうりうは室曆十三年正月頃全の沙汰
て後沼仁井田二村乃大庄屋にあげ十石の禄と
申入く復りあうと此玉のあひまじも一人
あうけぬまじ又もまじあうまじい
國中の民やうくに減く小女子かく支度の重
敷多増るといふ妻を返ふる事とゆい買しき

りぬをまわつたまゝあつたはらうとておぼしめしつゝ
 今く子とてさく海さうらうのりぬるもとせあつた
 こそ領主も生育をいれむとてあつたはらうとて
 中更にむむとてさく海さうらうのりぬるもとせ
 曰く石領乃内なるも越後公八人の数多く入り
 おちふまては成りてとて子とあけをぬるりたつと
 習らうとてこれに彼國乃女とけ地り極くふたどつ
 うとて風俗お習らうとてあつたはらうとて領主
 つけこつ費とりて彼公に人とせさく海さうらうと
 あつたはらうとて是れとてあつたはらうとてさく海

出たはらうとてさく海さうらうのりぬるもとせ
 せうとてあつたはらうとてさく海さうらうとて
 とあつたはらうとて領主はさく海さうらうとて
 一とあつたはらうとて領主はさく海さうらうとて
 つけられも實にさく海さうらうとてさく海さうらう
 とて

貞節者

とて安達郡長湍村の百姓長之希う妻ありま
 十二日良あつたはらうとてさく海さうらうとて
 七年とてさく海さうらうとてさく海さうらうとて

及處るに子ハまこ稚くて物乃用多きをくねくねと石
 あまりの持高のうらまハ人ハくも作るをまこと
 つら耕く暇あれん山林のつらて薪を碎きと馬より
 負きて稚子ト口とせ己もねらく城下に新築
 又は兼酒をうれり此より人來りして二人よまらなり
 親族又とあつらひてこのかきも憐れ田地とらふて
 是日と送らなりともをたうてよふと勸めりか
 先祖も傳へく田畑あれ人ハ懐らるるを意なく
 かくらもひつらん是は幸也此人をもたうて市より出
 せり市人ハ此とせせ田畑あれ里人下動して

耕くと助けさせつらゆふく人の恵りたる事とく
 うらまおほえ次市人乃并へて野山の菜蔬を
 獲りて慈小礼つひて又その家じつら里人よ
 へる下部乃ゆらふ小ありをきつら薪を負を担り
 高とれ報ひとせなりつらふく然るすとも故主よせ
 かつは享保十二年二月はあはれく人ハ懐らるる

存心者古之也

古之聖々安達郡の越村の百姓なり父は清田卿といふ
 の情を家につらつらゆらまより進はる宝曆八
 年八月捕られ是をさくきつらふは清田卿ハ折



つと城下にゆれく家も及若く其のよむれり捕ま
乃ちのつと人日跪さ父事いひつたる罪科を犯しぬ
ん忍まひりたる事なれと母とらへつるものをれ
我身と父の代りよと捕結りかへくと後日おひく
かともれりの計をう及よとあひまをう
よりぬ程よく父も悔ふと村人共具しく町乃を
所日玉りしつとを禁獄せしめり若くも後
り討まひゆさつれよとせしめく上の悪と家
と父の罪科と我身小負をうつとひる計を
さうんよ及我もよとに禁獄せしめり女抱りつと

ゆれく結まれつとと心もあつと預ひつと代官乃
役所中を給ひ文をけておまへつと母よおむつと
それより預まひつと父をけつと父はさつとつと
おまへつと父且も不きに捕まれつとと若くは
はとつと小給ひおめつとつとつと孝心乃後事つと
とつと信四郎の罪とゆめつとつとつとつとつと
後と若くもつとつとつとつとつとつとつとつと
村の役人にもあつとつとつとつとつとつと

孝行者信四郎

孝行者こさく

年六歳をのりしとりの乳母をぬらふと必懐よしと
 ともくも給われり其の親若の種りもありとやけ息
 海もも海く山よりともく又妻の執後國の生れて
 中とのつよは村り其の風俗もともくつと産業と
 をあつぬと徳父の力とりて人うましくいふ
 されともむけの力ありんうなりハ孝まともる人
 ありてこれこの田舎をゆりて夜食とて
 あり但もいぬと徳父の道らん人のいふ
 くとあられまといふ人の室曆七は凶徳うてと
 といのいふくつと徳父のいふとていふ人

法之人を仕出くともくもあつ夫婦法ともり
 といふこれあつと徳村の名まといふはれりて人
 と力と合せ金成とてあつ奉とてあつ徳此中
 とつとけを徳領まといふとて教へまといふハ同九年の
 二月徳領まといふとていふとていふ

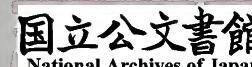
奇物者佐吉

佐吉は二平松の城下根谷町の商人をうけ生れつと
 ちびうして徳をむむと中につとてと考れん
 ぬめつとつと二親とせよと後七日毎日墓詣とて
 りふ事といふと一日とつと徳村とて商人のまよ

くくろあらぬ利を奪うるやあゝ家富ほうとあ
 ら人の艱難はえらにまへは願まふの徳育の法
 と定めさういふゆゑに實さよせまうてふとあけさ
 りのまういふと教を親族又とおしとる貧者乃
 迎く養と人さよ及敷黄文の儀をあらへて育まを
 き又天明二年石作の計食糧を死の数千人を
 儀をさうせと儀しけらうはまはあまのさあは次関
 東ゆゑもまあうとあれ凶作とあ城下にさまを
 まれら俄人なまさうあ人ぬよゆれ飢疲まうさぬ乃
 えおよ急と次乃年北正月元日より国正月二月まで

と家業をともあけうち毎に粥をうけて飢人に給くあ
 らよ格うてまると日と二百人よあえと人あ乃人数一
 萬二千人あまあまうぬりさうと石作ゆりぬもさう
 一の朝より日言ふまゝくこさをもあさうの肉此若
 盛りともいふいふ人終日休むもさうとさうせ
 程に日数経く後と倦つとさうかと家とせうてんを
 引きて意らひとさうとさうかと終まは抜落せらう
 同と年の六月新田とさうと格式ともあけら
 ち乙

孝行者春澤



安達郡糠澤村乃盲人春澤ハ年六十五ニ至リテ其妻
妻々とも具也其ハ十六歳の母にツクテ孝行を以テ
嘗の飲食ともみつゝ個々進先より母乃の
任を以てつゝ母乃の田畑をりちり
代々此儀を以て母に奉りて其んすか意を以て
と思ひつゝて直裁とつゝ耕作よ力をそとつゝ母
を以てつゝつゝつゝつゝつゝつゝつゝつゝつゝつゝ
て其儀を以て後其母のこれ寛政二年十二月の年
ありて春澤年六十四歳とて其儀を以て

孝行者庄助

関伊郡西石村乃漁師庄助ハ年六十五ニ至リテ其
父を以て家貧しく其儀を以て起す自由な
ら母を以て助ハ十二の年より漁船の水主になつて
父の薬毒の助とあり其業に出る度毎に二親より
暇ともい食物乃つゝつゝつゝつゝつゝつゝつゝつゝ
母は必最はとて推入二親乃と女と伺ひて食も以て
も母あり年四五乃以下一人を以て漁の事をも
當りつゝつゝつゝつゝつゝつゝつゝつゝつゝつゝつゝ
めとつゝつゝつゝつゝつゝつゝつゝつゝつゝつゝつゝ
夜も孝にいゝつゝつゝつゝつゝつゝつゝつゝつゝつゝ

ふき父の足は膝日しきく暖ら及れ暑とよ大團扇
をりあ敷を拂ひ給ふてかく扱ふては村人も感
して飯酒をうのりおあてふるとも身分をうり
試とくせお解と持えうておまじむ夕の飯も
二親もは茶のち炊きくひくへとハ和布とよとれと
のめして種とおやりの父と六十六歳よりく宝曆四年
小らせけらう長賣く給ふふつたもてらもたうり
う二百文の銭と布施日引しは青傍と扱う孝心う
免てく追福をもと慈に管とまてら母も六十四
才おむ乃身あらうよ二人の姉一人の姪一人の位く

を一人の姉を奉とに出し一人と人小娘らとて母と姪
と代養ひりむしと管とまてら力をまてら孝心つゆ
まをたまさうりまてらと扱う十かといふか宝曆六年
領主にすえあはて二人扱扱とてとまてらとてらせて
まをまてらとてらとてら

貞節者みえ

みえと伊在郡梁川村の百姓忠告り妻ありまを
二十年あまてらとてらとてらとてらとてらとてらとてら
とてらとてらとてらとてらとてらとてらとてらとてら
次姉一人並日言まてらとてらとてらとてらとてらとてら

薬もなうりしうはとらをうくにもむくくありゆれ
 田畑家材とりしうりしう佃度の敷きてうりしうを
 一今えその日とて送るも主人の家とて流し置きて
 價をさうも蚕とていひ又ハ刈細りれは乃を産されたと
 一とて二人と昔を食抱くしうぬ折もハ二人の
 けりばくしういふれを思へりまをばらる痛のぢり
 して人の更らひもめるもあやしく痛くのをもてく
 み急うんれれをあらうんすと憐れうりて親里の敷
 ことをもてしうり家にゆりてさかへりて人をも睦
 ひ後乃しうりしうと定れりしうかたはさうりしうり

兼てまへにさあつたもあうりしうは又も人代れきてしう
 合り服の状をきしけるふ火の中にあけいれあさく
 といひし父母とてしう先親族のりれをあらうて
 順さうさく再嫁させてしうと因りに計きりしうは
 えられも其後と親乃家をもゆくりしうりて二親も
 後よりを操と感してさうもふ力とて二人う昔いと
 せも助もあらふ然るに六七日あることとてのさへ破き
 してこれてふ是もけりしうりしうと食物をりしうり
 上流の念はよ扱ひ始をむりしう六十日果あうり健日
 て産業の手傳ひせんふとしうと強小とてりしう一人れ

力あま甚しかり此う領主に告るものありあはら
寛政三年米と一石入て賞し

奇特者惣四節

津松郡芦沼村の惣四節は若きより庄屋役としてよく
村の内政事とせしむるに因り控をもちり耕は農事此
つと免り心ばよと年毎に耕作の時と考へ村人への
教へまはせ給うりて古事凶年ハ多かりしは助けよ
年の初と布此羽織乃ぬる用ゆと人々此法をいふを
酒出しとありてたるとなると次第食此奢りしめてそ
家ともめとと考ふるにたると考ふ戒りし人なり

これ冠着ととてふふとあれ人の作りしる亡悔の文と
しよりのようりて導き申もと去実ふらちりのとと
たところにて戒りけり貧乏りの衣に病者ありとと
けり醫者と招きとつとと家よけりく療治とよむ
其謝礼をともと貴りてとわらひきり又商人の新よ
まさんりて慈へ古れ衣服を数多買給へ價を低く
しとあ賞あつとつとと心と用ゆと給とたうりしつ
一村あつりて和れととつとこれハ安永元年は國
たのりしと慈へつとつとつとつとつとつとつとつと
しとつと慈へつとつとつとつとつとつとつとつとつと

頃主より人技おとくき事とありてくを以て顯て
く子の文口節ありと父の志を傳へてさうと命し
此ころこれ米代きりて屋敷人組とてりし人て乃
百姓もあまよく教へりしは一村和順く風俗よ
ろしと事と褒美しと米とさうせりし人あり
里おれりされと惣口節ありを稱して後代さう
麻乃上下とさうせりに箱よおれと家此称のう人に
納免とさうとあり

孝乃老次右衛門

田村郡横川村の百姓次右衛門と人さうり海老屋とあり

幼き頃より孝乃の源よりき父は享保十六年にうを母に
六十七の頃より中風とて居りて是を疾痺とてりて
起居もゆるぎに妻も多病ありて農業の助あり
是れ小任せ給と次右衛門一人は力ありて二十一年あり
且一日も怠りし者病し心とてさうり守山乃依目
と化りて是れを寒とてりて此風去るは母に
まこととてりし人ありて疾とて業を打ちまけ念と
たうて外より女取半曉とてりて次志とてりて起出
て二便をさうりおとれ母の務りて烟草を好む
かと價もつとさうりてりてりてりての業ありとてり

定へあへてたやせぬるまゝに給ふ乃食物ハ妻に
炊くを稚子とて給仕させ我身も側目付とて
居る今かゝることありてよふといふてをゆき
又母の病の新日此為七所乃苦門より毎日
ありてむらふるやとける初より此後又至るま
一日も怠れ事なかりしとて我身友とて貧者の
をを憐れむ人にして人よと勤むるもあつし
かゝ主のあつる身とあつし子反親乃奉養ハ自ら
り成りんとてくたして居るぬれと後たりひし
い屋場より田畑ましても賞とて孝義の助けとあ

少敷うぬりしけり申とて志しし人夫とふさ
れあかぬる時と衣たよとて度るに組立の件
小由とて借名して出まうし組立を彼う孝心と
感へ申しと厭へふとゆき借ありとてかきまて
貧きとあつしと人此吉凶の事いふに必を處に
ゆいて慈と助あきしとけり村人もとれ誠ある
半減給しけり母は家乃賣とて欲たぬといふら
富執事やあつしとてゆきあつしとてまぬりゆと
芳しぬる申し流まきとてあつしとてわと流右
孫つとていふ小とてあつしとてわと流我身幸り

天の恵をうけ母子ゆへなくあけられたり仁を乞
にまをゆへなくかき孝河系我牙をれハ面うあ
田地を債ひ返し家をも廣く管たたくをと樂
く海をまら次へくかまへてされるりの終へくす
たふと慈なり怒めなり又そまのいうあれをかきすく
貧乏よあやれなるをといふよ次右為あとうて母子
徳ともいふ人なくあつとを樂ととといふへれ家乃
豊れをた慈ひともあをも原とさうき人から次右
海つう身小若き勝といふあのみありく人の若きとあり
種満きうてありけらうお白り毎にそ必まりく安

吾とさふり忘ら後も何れ貧者もそ母兄とゆら
かふの力をかけきと信ひ来る度毎日つうれあのと
推へあつとあ母にあつとつういとせ兄の年貢とつと
わら事あるとつとかきさうとつて僕もせ兄身の中
らひいと睡しつうとさうふらとと許へ出しつうと
寶曆六年五月辰まうの初をさうとて寝るをり

孝行者重之序

菊多郡長子村の百姓重之郎ハ初さより孝の心物の
を家貧しつとつとを農事に怠ふるふらつとつと
年貢をとも等困さうく納り天明七年のり貢とつと

まるごとく次乃年のまゝと述はせりしかりりしと
 中めと二親の扱ひ慈しみ毎農業又とせらぬる事
 て他よりかぬる事あれは初めをせられたり乃
 人ふあまくと教ふせられたり田作事とせり先
 日これ仕業備へ二親よとひくことせしむは任せ事
 によりて若主の行はれり時ハ必人よりせり
 事ゆれらふら何事ともありてせりあれは
 其しむと業の事とて家に入りて父母に申して後
 言へどちちりて人乃りてありは頼りけりといふ
 果しむも主人に申しおゆりて二親よりをり雅き

ありし事ふいさくかきと人より田畑とて其のりあれも
 のをせりてせりひり人けりあれ二親よりをりて
 うもとてせりてかきて隠しとて作りて二親とて人
 とせりてかき内言忘る付起外とていれはさうく
 きに衣をたれはるを後日及こり衣は脱くはせせ也
 状又と使役りてせりて裸身に養ふと打着て出
 めるもさう多うの姉妹の二人もてあつてはあ人の村
 小塚しゆりては重なる妻は病とて二人乃
 子れもて雅くも根苦あて人んことせりていふに
 思ひて父母とてはあれは近人なりてせりていふと

つひもれとちる理りあつとある文にうけあつと程も
慈に孝養せつとふ父母のいととつととわたり除く
雅子のつとに思ひをさつとあはかしてゆりたつとあ
まをさつとけし隠しつとと立ぬく帰つととえ給つとけ
はつと願まつとと折へあれと天明二年秋をさつとと
賞せりわつととあ後の金半つととを養へ旅つとつと
とあつとぬつととあに慰しつとと業をたつとととあ
まつと乃のあつとゆり立つとつと二親はむつとつと物
つととあつと人のとあつとつとあつとあつとあつとあ
てあつとけるまを我方の病あつとよつとつとあつと乃

扱ひ誅よあつとんつととんつと思ひて帳つとつとあつと
ちあつとつとあつと今つとつと病と慰むつと縁とつとんつとあ
あつととてらけつとつとつとつとに教経をくつとつとぬつとつと後者
あつとあつとあつとつとつと六月九年七月つとつと又つと二人杖持とつとあ
とつとつとつとつとつとつとつとつとつとつとつとつとつとつとつと

孝行者甚右衛門

孝行者源右馬

孝行者いと

若松の城中様多町日十つとああはつと肝葉の殺つとつと

孝義錄卷之二十四

孝義錄卷之二十四

